

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、高齢化が急速に進んでおり、総務省「人口推計」によると、令和4（2022）年10月1日現在で高齢化率は29.0%となっています。今後も高齢化が進むと同時に、高齢者の考え方や価値観もさらに多様化していくことが見込まれます。

また、本市においても高齢化率は、令和4（2022）年10月1日現在で30%を超え、過去に経験したことのない急激な人口減少、少子・超高齢社会を迎えています。県内市町村の中では低い方ですが、今後も高齢化が進み、特に75歳以上の高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれていることから、高齢者やそのご家族に「安心」をお届けするための施策を、着実に進めていくことが必要です。

本市においては、これまで第8期計画である「新潟市地域包括ケア計画〔新潟市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）」により、高齢者を支える各種施策に取り組んできましたが、同計画は3年に1度見直しを行っていることから、新たに令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの第9期計画を策定しました。

本計画は、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、介護サービス基盤の整備など、本市の高齢者施策について総合的かつ計画的に取り組むために策定するものであり、基本理念に「自分らしく安心して暮らせる健康長寿社会の実現」を掲げ、副題を「地域包括ケアシステムの深化・推進」としています。

高齢者が、住み慣れた地域で、人や社会とつながり、健康で生きがいを持って活躍し、いつまでもいきいきとした生活ができるよう、本計画に基づき、地域共生社会の実現に向けて各種施策を推進します。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8および介護保険法第117条の規定を踏まえ、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しており、本市における高齢者保健福祉施策の基本的な方針を示すものです。第6期計画（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）以降は「地域包括ケア計画」としています。

計画の策定にあたっては、「新潟市総合計画」、「新潟市地域福祉計画」を上位計画とし、「新潟市健康づくり推進基本計画」、「新潟市障がい者計画」、「新潟市医療計画」などの諸計画と調和を保っています。

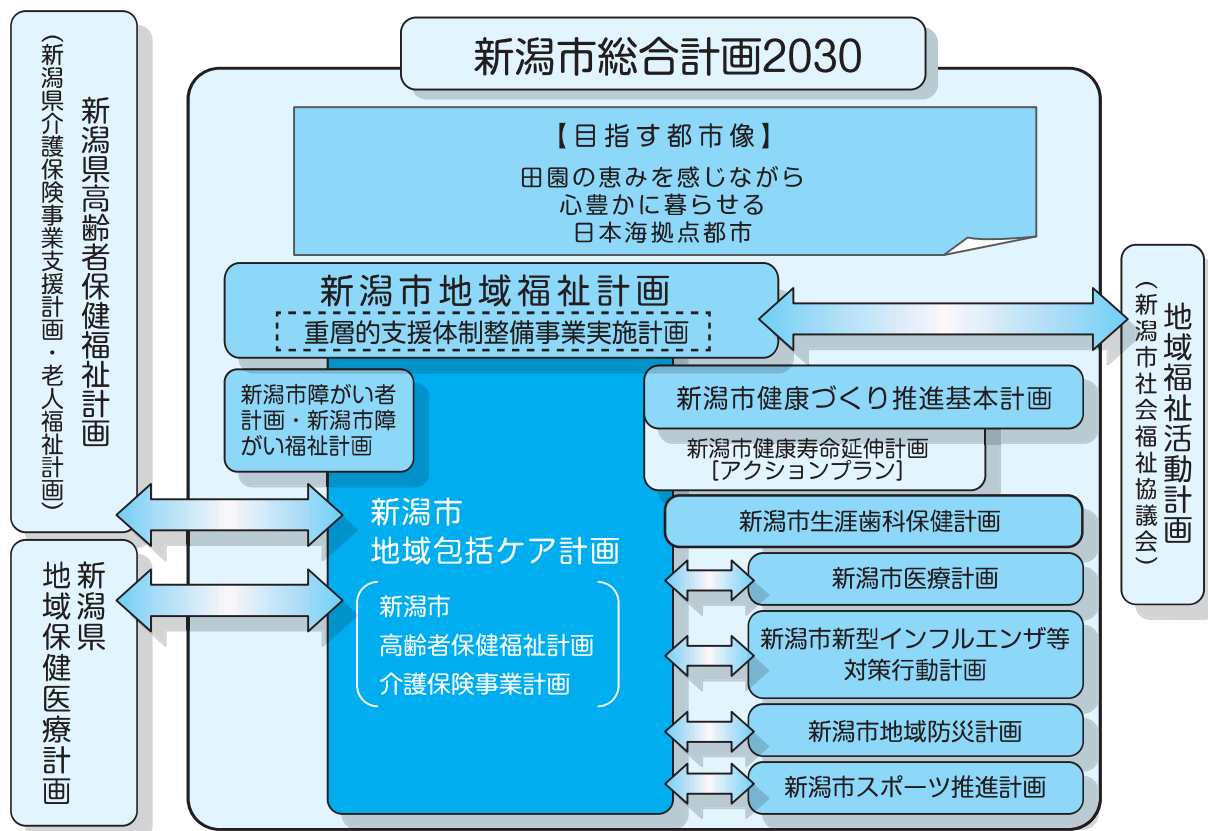
また、「新潟県高齢者保健福祉計画」、「新潟県地域保健医療計画」との整合性を図っています。

■高齢者保健福祉計画

高齢者の健康づくりや生きがいづくり、認知症の予防、一人暮らし高齢者への生活支援など、高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制について定めるものです。

■介護保険事業計画

介護保険サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業などについて定めるものです。

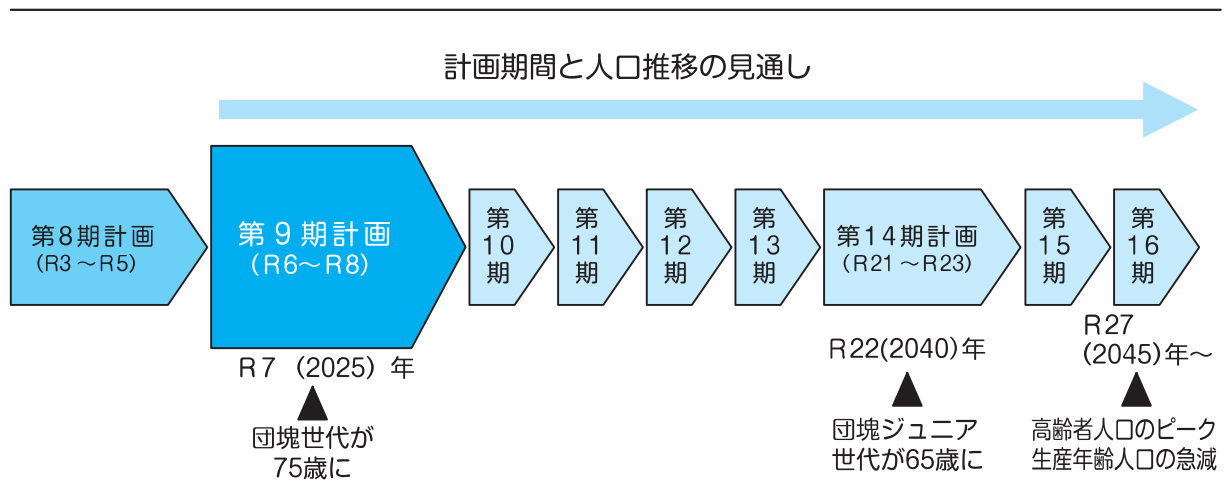


3. 計画期間

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、3年を1期とした計画期間とされており、第9期計画は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとなっています。

第9期計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎えます。その後も高齢者人口は増え続け、本市では令和27（2045）年にピークを迎えます。一方で、生産年齢人口が急減することが見込まれており、中長期的な状況を見据えて、高齢者の自立支援と介護予防、要介護状態の重度化防止に向けた取組等を行っていきます。

図 計画実施期間



4. 計画の推進体制

介護保険法においては、高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するため、PDCAサイクルを活用して保険者機能を強化していくことが求められています。

本計画では毎年度、施策の実施状況および自立支援・重度化防止の目標達成状況について、データに基づく課題分析を行い、目標の達成状況を評価、公表するとともに、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、公募委員など外部委員で構成する委員会などへの報告を通じた計画の進捗管理を行います。

5. 令和6年度介護保険制度の主な改正内容

介護保険制度は、医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化の観点から、「全世界対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改定する法律（令和5年法律第31号）」により改正が行われ、令和6（2024）年4月1日以降、順次施行されます。

(1) 介護情報基盤の整理

- 保険者が被保険者等の医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

(2) 介護サービス事業者の財政状況等の見える化

- 介護サービス事業者等の詳細な財政状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財政状況を分析できる体制を整備

(3) 介護サービス事業者等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

(4) 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

(5) 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備